

カスタマーハラスメントに対する基本方針

日本内科学会は、健全な学会運営と事務局スタッフの安全な就業環境を確保するため、2026 年 9 月に以下のとおり対応方針を定めました。

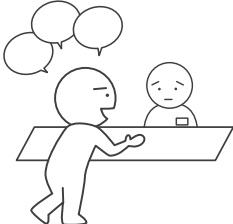
次のような行為は **カスタマーハラスメント** と判断し、組織として対応します



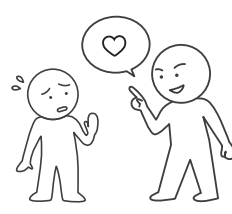
精神的な攻撃・侮辱
人格否定・罵倒
SNS での実名投稿・誹謗中傷
無断撮影、録音・それらの拡散行為



威圧・脅迫
権威的な言動
脅迫的な言動
事務局へのアポなし来訪や居座り



過剰な要求・執拗な抗議
審査結果や判定の覆しを迫る行為
締切延長・会費減免など規格外対応の強要
長時間の電話や大量メール等による業務妨害



性的な言動
卑猥な発言・容姿の侮辱
性的なからかい
執拗な誘い・言動

これらは例示であり、カスタマーハラスメントはこれらに限定されるものではありません。

ハラスメントが発生した場合、以下のフローで組織対応を行います

1

警告と打ち切り、退去命令
不適切な言動が認められた場合、あらかじめ警告した上で通話または面談を打ち切ります。
事務局内や学会会場内での居座り等の行為に対しては直ちに退去を命じます。

2

窓口の一本化
執拗な攻撃が続く場合は、担当者個人での対応を中止し、事務局長または担当者の上司が窓口となります。
事態の深刻度に応じて、顧問弁護士等の外部専門家を窓口とし、書面のみでの対応に切り替えます。

3

サービスの中断・制限
行為者が本法人の会員の場合、悪質なケースでは、定款および諸規程に基づき、理事会の決定を経て、当該会員の権利停止（論文投稿の制限、会員資格の停止等）を検討します。

4

法的措置の検討
脅迫、名誉毀損、威力業務妨害に該当すると判断した場合は、速やかに顧問弁護士および警察と連携し、法的措置を講じます。

事務局スタッフの保護とケアを行います

✓ **報告の義務化と非難の禁止**



事務局スタッフがハラスメントを報告した際、報告者が不利益を被ることはなく、組織全体でスタッフを保護し、心理的安全性を確保します。

✓ **記録の徹底**



電話の録音、メールの保存、面談の記録を組織として推奨し、証拠を保持します。

学会員 および 関係者のみなさまへ

学術の発展には、本法人に関わる全ての皆様と事務局との相互信頼が不可欠です。
円滑な学会運営と、誰もが安心して活動できる環境づくりのため、過度な要求や威圧的な言動を控え、
良識ある範囲での対話にご協力をお願いいたします。

